

令和7年度介護ロボット実用化促進事業
介護事業所募集 Q&A (二次募集)

【共通】

Q1.今回二次募集となっているが、一次募集の内容との違いを教えてください。

- 一次募集からの変更点は以下のとおりです。
 - 応募対象施設：次の施設区分が応募対象に追加されました。
 - ・ 短期入所生活介護
 - ・ 小規模多機能型居宅介護
 - ・ 看護小規模多機能型居宅介護
 - ・ 住宅型有料老人ホーム
 - ・ 養護老人ホーム
 - ・ その他上記に類似するサービス
 - 見守り機器（例：眠り SCAN 等）の導入経験がある事業所も応募可能になりました。詳細は Q9 をご確認ください。
 - 応募区分「パターン C」が追加されました。
 - ・ パターン C の概要は下記のとおりです。詳細は募集要項をご確認ください。
パターン C：1つの施設内に1つのフロア・エリアを選定する場合
(2 エリア・フロア/施設での提案が難しい施設が対象です)
応募要件： 応募対象施設に該当する施設で提案してください

Q2. 試験導入・効果検証する介護ロボットの数量はどのように決定されますか。

- 応募いただいた内容を精査し、事務局等が決定します。

Q3. 介護事業所が、この事業に応募するメリットは何ですか。

- 介護ロボットコンサルタントによる介護ロボット活用の助言を受けることができます。また、効果検証に必要な費用支援を受けることができます。

Q4. 効果検証のために試験導入された介護ロボットは、効果検証終了後も使用できますか。

- 令和8年2月末まで使用できる予定です。

Q5. 効果検証の結果、介護ロボットの本格導入を希望する場合は、どのような支援が受けられますか。

- 効果検証に使用した機器の買取やリースを行いたい場合は、介護ロボットコンサルタントが支援期間中に相談をお受けします。
- また、本格導入したい介護ロボットが各種補助金の対象である場合は、介護ロボットコンサルタントが支援期間中に相談をお受けします。

Q6. 自社が管理する複数の事業所を対象に応募することは可能ですか

- 可能です。

Q7. 効果検証を実施するにあたって施設側にどういった負担が生じますか。

- 施設の皆さまには、主に以下の対応をお願いする予定です。
 - 介護ロボット導入前の調査
 - 効果検証期間中の介護ロボットの運用
 - 介護ロボット導入後の調査
- 調査内容の詳細は採択後にご案内いたしますが、アンケート調査や業務時間の計測などを想定しています。
- 効果検証の結果公表や大学の分析研究結果の公表にご同意いただきます。

Q8. 効果検証期間中も通常の業務を行いながら取り組めますか？

- はい、取り組むことが可能です。効果検証の経験が豊富な介護ロボットコンサルタントが、通常業務に支障をきたさないよう、効果検証の進め方について助言・支援を行います。

【募集区分：入所型・見守り】

Q9. 見守り機器の導入経験がある事業所は応募対象になりますか。

- 見守り機器（例：眠り SCAN 等）の導入経験がある事業所も応募可能です。
- 現在、導入している場合でも、応募可能です。導入済であることを申請時に明記してください。現在の導入状況について、事務局から簡単にお伺いする場合がありますので、予めご了承ください。

Q10. 応募ルールにおいて「利用者数及び職員数がほぼ同規模」であることを求められていますが、どの程度同規模であることが求められていますか。

- 「利用者数および職員数がほぼ同規模」であることについては、その差が概ね20%以内であることとします。
- 20%以内に収まらない場合でも、運用形態等により同規模であると認められる場合は、採択の対象となる場合があります。

Q11. 応募ルールのパターン A において、「それぞれのフロア・エリアにおいて、職員の体制およびオペレーション（シフト作成、各介助の提供等）がそれぞれ独立していること」とありますが、具体的にはどのような状態を指しますか。

- 「それぞれのフロア・エリアで体制およびオペレーションが独立している」とは、以下のような状態を想定しています。
 - シフト作成や職員配置が各フロア・エリアで完結しており、原則として他フロアへの職員の兼務や応援がないこと
 - 食事・排泄・入浴などの各介助業務や記録、申し送り等も、各フロア・エリアの職員が完結して対応していること
 - 管理者等の一部職種を除き、日常的な業務運営がフロア・エリア単位で自律的に行われていること
- このように、フロア・エリア間で人員や業務が交差せず、比較検証が可能な運営体制が条件となります。
- なお、望ましくない例（NG 例）としては以下のものがあげられます。
 - フロア・エリアごとのシフトが組まれておらず、全館共通のシフトで職員を流動的に配置している
 - 介助業務を横断的に実施している。例えば食事介助や排泄介助を他フロア・エリアの職員が日常的に対応している
 - 担当フロア・エリアに明確な固定がなく、職員が日々異なるフロア・エリアをローテーションしている

Q12. 応募ルールのパターン C において、どのように効果検証を行うのでしょうか。

- パターン C については、効果検証期間中に機器活用対象となるフロア/エリアを選定のうえ機器を利用いただきます。事務局にて、選定いただいたフロア/エリアと比較可能な他応募施設を検討し、効果検証を行います。